

JR東海ユニオン掲示は名誉毀損！損害賠償責任を負うべき！これだ第一審判決だ！
だから「適切さを欠く点」があったので「遺憾の意」を表明したんでしょ！
何でこれが「全面勝利的和解」なの？名誉毀損・不法行為の繰り返しは止めたまえ！

「シュプレヒコール和解裁判」第2回口頭弁論

12月25日、JR東海ユニオンを相手に提訴した損害賠償請求訴訟の口頭弁論が行われました。この事件は、「シュプレヒコール裁判」が和解したことを報じたJR東海ユニオンの掲示で、「全面勝利的和解」という表現を使って宣伝したことは全く事実と反することから、あらためて私たちが損害賠償を求めて提訴した事件です。

そもそも、「シュプレヒコール裁判」は、東京地裁の第一審で私たちが全面的に勝利しました。「東海会社をつぶせ！」「列車を転覆させるぞ！」「バカヤロー！」とシュプレヒコールしながらデモ行進したという表現は、事実の真実性がないので、JR東海ユニオンは連帯責任として損害賠償責任を負うべきであり、「損害金30万円支払え」という判決を下しました。まさに、「名誉毀損にあたる」と判断されたのです。

ところが、これを不服としてJR東海ユニオンが控訴審に持ち込みましたが、東京高裁から和解が勧められ、その結果、裁判所から、ユニオン機関誌には「適切さを欠く表現があった」そのことに「遺憾の意を」表明するということを盛り込んだ和解案が示され、双方が和解したのです。

「遺憾の意」を表明するということは、掲示の表現が「適切さを欠く」と言うことであり、JR東海ユニオンが主張するような「全面勝利的」ということは事実と反します。

私たちは、裁判所をも冒瀆するJR東海ユニオンの対応を許すわけにはいきません。素直に謝りなさい！

「全面勝利的和解」という表現は事実と反する！
JR東海ユニオンは、再び犯した名誉毀損・不法行為を直ちに謝罪せよ！